

# 「第4波」非常事態対策 （「飲食店等に対する営業時間の短縮要請」のみ抜粋）

令和3年4月23日決定  
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

・飲食店等に対し、営業時間の短縮を、特措法第24条第9項に基づき要請。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象業種：①飲食店               <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等</li> </ul> </li> <li>②遊興施設等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</li> </ul> </li> <li>・要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで （酒類の提供は11時から19時まで）</li> <li>・対象エリア：変異株や新規感染者の発生状況を勘案し、以下の9市 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、</li> <li>・要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間）</li> <li>・協力金：一日あたり以下の金額とする。 1店舗あたり中小企業：2.5万円～7.5万円 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4 （上限20万円。中小企業も選択可）</li> <li>※全期間時短を実施した場合のみ支払う。</li> <li>※ただし、27日及び28日からの開始についても認める。 その場合の支給額は15日分ないしは14日分とする。</li> </ul>
--

・その他の業種に対しても、営業時間の短縮等の協力を依頼。

・対象業種及び要請内容													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">対象業種</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">運動施設、遊技場</td> <td rowspan="5" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)</li> <li>・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">劇場、観覧場、映画館又は演芸場</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">集会場又は公会堂、展示場</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">博物館、美術館又は図書館</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設）</td> <td rowspan="3" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1,000 m<sup>2</sup>を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除く。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1,000 m<sup>2</sup>を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービス業を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	対象業種	要請内容	運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)</li> <li>・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下</li> </ul>	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	集会場又は公会堂、展示場	博物館、美術館又は図書館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)</li> </ul>	1,000 m <sup>2</sup> を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除く。）	1,000 m <sup>2</sup> を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービス業を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間）</li> <li>・対象エリア：飲食店等の対象エリアに同じ</li> </ul>
対象業種	要請内容												
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)</li> <li>・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下</li> </ul>												
劇場、観覧場、映画館又は演芸場													
集会場又は公会堂、展示場													
博物館、美術館又は図書館													
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）													
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)</li> </ul>												
1,000 m <sup>2</sup> を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除く。）													
1,000 m <sup>2</sup> を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービス業を除く。）													

